

拠点校部活動・合同部活動の大会参加規程

福島県中学校体育連盟

1 趣旨

生徒数の減少等に伴う部活動の設置・運営が困難な状況に対して、学校の設置者（各市町村教育委員会等）が運動部活動に参加したい生徒の持続可能な事業として推進する活動に対し、大会参加の機会を保障するものであり、勝利至上主義のためのものではない。

なお、設置者が行う拠点校部活動・合同部活動で大会の参加希望があった場合は、次の条件並びに規程を満たしていることを確認の上、認めるものとする。

2 規程

本連盟として、拠点校部活動・合同部活動を次のように整理する。

(1) 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、設置者（各市町村教育委員会）とし、実施主体は公立中学校・義務教育学校とする。

(2) 実施対象校

実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

(3) 実施期間

原則1年間（年度単位）とするが、継続も拒まないものとする。もしくは事業主体の判断に委ねるが、事業計画が複数年又は永続的なものが望ましい。

3 条件

(1) （公財）日本中学校体育連盟が定める「拠点校部活動規程」に該当している。

(2) 当該活動に関わる学校全てが福島県中学校体育連盟に加盟している。

(3) 参加に係る申込手続きは、拠点校（代表校）が当該校長の責任のもと行う。

(4) 拠点校部活動・合同部活動の引率・監督は、拠点校（代表校）の校長・教員・部活動指導員*を原則とするが、事業主体（学校の設置者）が認めた場合、拠点校（代表校）以外の当該活動に関わる学校の校長・教員・部活動指導員が行うことも認める。

*ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校の設置者により任用されている者をいう。

4 実施上の留意点

(1) 大会参加の承認

生徒の在籍校並びに拠点校（代表校）の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校（代表校）の部活動規程・生活指導に同意すること。

(2) 大会等への参加

ア 福島県中学校体育連盟主催大会への参加は学校部活動として参加する。

イ チーム等の名称は、拠点校名とする。また、参加申込書等の記載には、拠点校名の最後に（拠）と記載し、拠点校であることがわかるようにする。

ウ 年度当初の支部（地区）中体連主催大会から拠点校として参加する。

エ ユニフォームはチームで同一のユニフォームを原則とするが、保護者負担軽減等を考慮し、各競技専門部に定められたルールの範囲において柔軟に対応する。

- オ 表彰は拠点校の学校名で行う。ただし全ての編成当該校に賞状を授与する。
- カ 大会参加に係る必要な手続き等は、拠点校（代表校）で行う。大会参加に際しては、設置者（市町村教育委員会）による施策であることを確認するために、当該設置者による「拠点校部活動・合同部活動によるチーム編成申請書」を各支部・各地区中体連事務局及び県専門委員長へ所定の手順に従って提出する。
- キ 各支部・各地区中学校体育連盟事務局及び県専門委員長は、拠点校部活動・合同部活動の出場を認めた際は、設置者への承認並びに福島県中学校体育連盟事務局への報告を所定の手順に従って行う。
- ク 拠点校部活動・合同部活動の大会参加においては、以下の全競技に適用される。

○団体競技（7競技）

（バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール、アイスホッケー）

○個人競技及びその団体戦等（10競技）

（陸上競技〈駅伝競走を含む〉、水泳、ソフトテニス、卓球、バドミントン、柔道、剣道、相撲、体操競技、新体操）

- ケ 拠点校部活動・合同部活動の団体競技及び個人競技における団体戦等の取扱は、「一単位チーム」とする。
- コ 団体競技（7競技）においては、福島県中学校体育連盟が定める福島県中学校総合体育大会における「複数校合同チーム参加規定」と「拠点校部活動・合同部活動の大会参加規程」に則っていることを条件に、「単独でチーム編成ができないチーム又は複数校合同チームと、拠点校部活動・合同部活動を合わせた形」での参加特例を認める。

(3) 拠点校への移動

拠点校への移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

(4) 安全管理

- ア 在籍校から活動場所（学校）への移動は、事業主体の判断の下、在籍校の指示による。
- イ 活動中は、当該活動の指導者（顧問や外部指導者）の指示に従う。
- ウ 在籍校及び拠点校(代表校)の指導のもとでの移動及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用される。

5 その他

- (1) 本規程は、本連盟主催大会参加に際して整理したものであり、各自治体における多様な部活動の形を制限するためのものではない。
- (2) 本規程は、地域展開の進捗状況を踏まえ、随時検討をしていくものとする。
- (3) 本規程は、令和8年4月1日より施行する。

策 定 令和7年11月19日

施 行 令和8年 4月 1日

【資料①】

合同チームと拠点校部活動・合同部活動

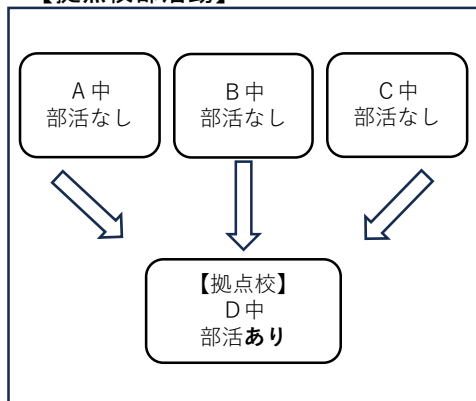
福島県中学校体育連盟

	合同チーム 〔複数校合同チーム 関係学校に部活動設置〕	拠点校部活動 (学校の設置者が行う拠点校部活動・合同部活動)		合同チームと 拠点校部活動・合同部活動 を合わせた形
		合同部活動 (関係学校に部活動設置)	拠点校部活動 〔拠点校にのみ当該種目 部活動設置〕	
成り立ち	部員数減少により単独チーム編成ができない場合の救済措置	在籍校に希望する部活動はあるが、専門的な指導ができない場合等の救済措置	在籍校に希望する部活動がない場合の救済措置	拠点校や近隣の市町村で単独でチーム編成ができない場合の救済措置
種目	個人種目のない次の競技種目(9種目)に限る バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール、ホッケー、アイスホッケー、ラグビー	制限なし	制限なし	福島県中学校総合体育大会における「複数校合同チーム参加規程」に則る
関係校の部員数(最低人数)	学校単位で次の指定定数を下回った場合 バスケットボール(5)、サッカー(11)、ハンドボール(7)、軟式野球(9)、バレーボール(6)、ソフトボール(9)、ホッケー(6)、アイスホッケー(12)、ラグビー(12)			
編成範囲(エリア)	原則、同一支部中体連内 【支部(地区)地区大会が県大会の予選となっているため】			
校数	1 参加可能最低人数に満たない複数校 2 参加可能最低人数に満たない学校と、参加可能人数を満たしている学校(ただし、合計の人数が登録人数以内であること) 3 各地区が定める「地区中体連合同チーム規程」を満たしている学校	制限なし	制限なし	福島県中学校総合体育大会における「複数校合同チーム参加規程」に則る
チーム名	校名を併記する 〔○○中学校・△△中学校〕	/		拠点校名 ただし、拠点校がわかる形 〔○○中学校(拠)〕
引率監督	出場校の校長・教員・部活動指導員	/		拠点校の校長・教員・部活動指導員 拠点校もしくは合同チームとなる学校の校長・教員・部活動指導員

【資料②】 県中体連主催大会に参加が認められる拠点校部活動・合同部活動

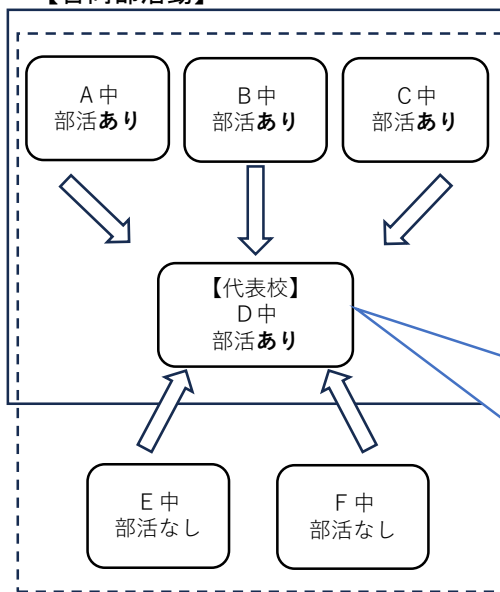
「拠点校部活動・合同部活動」の基本構造について

【拠点校部活動】



- 拠点校部活動、合同部活動、いずれの場合において「複数の学校の生徒が、年単位での活動計画の下、一つのチームを形成して活動するもの」が基本的な構造になる。「部活動の学校間での統合」と言い換えることもできる。
- 示している例以外の実施方法も想定されるが、実施計画の趣旨が勝利至上主義のためのものでなければ、大会参加が可能と判断する。

【合同部活動】



- 平日の活動を共に行えない場合もあるが、「活動内容」ではなく「実施計画の趣旨」が判断基準となる。
- 拠点校部活動、合同部活動、いずれの場合においても「部員の人数」は問わないものとして取り扱う。

□ 実線の範囲が一般的なイメージだが、場合によっては点線の範囲で実施することも考えられる。

□ 合同部活動という名称ではなく、「代表校」を「拠点」と捉え、「拠点校部活動」として実施している場合も考えられる。